

○東大阪市本庁舎内市民ギャラリー使用要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、本市の芸術文化の振興及び本庁舎展望ロビーの魅力向上のために設置する本庁舎22階の市民ギャラリー(以下「市民ギャラリー」という。)の使用に関し、他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 市民ギャラリーを使用できる者(以下「使用者」という。)は、次のとおりとする。ただし、庁舎管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 第5条に定める作品の創作活動を行っている者又は団体
- (2) 関係所管課の副申を有し、公用、公共用その他公益上の目的達成のための展示を行う団体

(使用期間)

第3条 市民ギャラリーの使用期間は、1回の使用につき、閉庁日を含む14日以内(展示作品の準備及び撤去期間を含む。)とする。ただし、年末年始期間(12月29日から翌年1月3日までをいう。)は除く。

(使用時間)

第4条 市民ギャラリーの使用時間は、原則として午前9時から午後11時までとする。

(展示できる作品の内容及び種類)

第5条 市民ギャラリーに展示できる作品は、絵画、書、写真、彫刻、版画、工芸、花、俳句等の創作作品(以下「展示作品」という。)とする。

(使用の申請及び許可)

第6条 市民ギャラリーの使用を希望する者は、あらかじめ庁舎管理者に「市民ギャラリー使用許可申請書兼使用許可・不許可書(様式第1号)」を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、市内在住、在勤、在学の者又は市内で活動する団体にあつては、使用開始日月の6ヶ月前の第1開庁日より、その他の者及び団体にあつては、使用開始日月の3ヶ月前の第1開庁日より申請できるものとする。

ただし、市が主催する場合又は第2条第2号に該当する団体が使用する場合は、この限りではない。

(不許可事由)

第7条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしない。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるとき
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき、又はそのおそれがあるとき
- (3) 金品の授受又は物品の販売等を行うおそれがあるとき
- (4) 東大阪市庁舎管理規則第7条各号に規定する禁止行為に該当するおそれがあるとき
- (5) 東大阪市庁舎管理規則第6条第3項及び東大阪市庁舎管理規則取扱要領第5条第1項に規定する「その他庁舎の他管理上支障があると認めるとき」に該当するとき

(使用許可の取消し又は使用の中止)

第8条 庁舎管理者は、市民ギャラリーの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により第6条の申請を行ったとき

(2) 前条第1号から第5号までに掲げる事由が発生したとき

(使用料)

第9条 市民ギャラリーの使用料は無料とする。

(展示作品の管理責任)

第10条 展示作品の管理は、使用者の責任において行うものとし、市民ギャラリーの使用期間中は、必要に応じて会場責任者を常駐させなければならない。

2 庁舎管理者は、展示作品の盗難又は事故等について一切の責任を負わないものとする。

(展示作品の準備及び撤去)

第11条 展示作品の搬入及び搬出並びに飾付け等の作業は、使用者が自己の責任において行うものとする。

2 準備及び撤去作業は、原則、平日午前9時から午後5時30分までに行うものとする。

3 庁舎管理者は展示前及び展示後の作品を一時的であっても預からないものとする。

4 市民ギャラリーの原状復帰、整理整頓及び清掃は使用者が行うものとする。

(損害の賠償)

第12条 使用者は、故意または過失により施設、設備、備品等を損傷又は滅失した時は、その損害について賠償の責任を負うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、市民ギャラリーの使用に関し、必要な事項は庁舎管理者が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。